

日野町介護職員初任者研修受講者支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険サービスに係る新たな雇用の確保を図り、介護保険サービスの安定供給に資するため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「研修」という。）を修了した者に対し、予算の範囲内において研修の受講費用の一部を助成するものとし、その交付に関しては、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号）の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 日野町内（以下「町内」という。）に住所を有する者
- (2) 申請日現在において研修を受講している者
- (3) 町税等に滞納がない者
- (4) 研修に係る他の公的制度から助成を受けていない者
- (5) 申請日現在において介護保険サービス事業所で就労していない者

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、研修に係る受講料および教材費（以下「受講料等」という。）とする。ただし、分割払いの場合による手数料や修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は補助対象経費から除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、受講料等に2分の1を乗じて得た額または50,000円のいずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修が修了する日の属する年度内に、日野町介護職員初任者研修受講者支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、個人情報の利用に係る同意書（別記様式第2号）を添付した場合は、第1号および第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 町税等に滞納がないことを証明する書類
- (3) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修事業者（以下「介護員養成研修事業者」という。）が発行する第3条に規定する経費の領収書

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、当該申請者に日野町介護職員初任者研修受講者支援事業交付決定通知書（別記様式第3号）により対象者へ交付決定を行うものとする。

2 町長は、前条の規定による申請が不適当と認めるときは、当該申請者に

日野町介護職員初任者研修受講者支援事業交付申請却下通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第7条 第5条の規定による申請をした者は、前条第1項の交付決定通知書を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、日野町介護職員初任者研修受講者支援事業補助金交付申請取下書（別記様式第5号）により、速やかにその理由を付して町長に届けなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る前条第1項の規定による交付決定はなかったものとみなす。

（変更交付申請および変更交付決定）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに日野町介護職員初任者研修受講者支援事業補助金変更交付申請書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の場合について準用する。この場合の補助金変更交付決定通知書は、別記様式第7号によるものとする。

（実績報告）

第9条 第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者または前条の規定により補助金の変更交付決定を受けた者は、次項に定める提出期限までに日野町介護職員初任者研修受講者支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に介護員養成研修事業者が発行する修了証明書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までとする。

3 提出期限までに実績報告書が提出されなかった場合は、第5条および第8条の規定による申請は取り下げられたものとみなし、第7条第2項の規定を準用する。

（交付の確定）

第10条 町長は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の内容およびこれに付した条件を全て満たしていると認められたときは、補助金の額を確定し、日野町介護職員初任者研修受講者支援事業補助金確定通知書（別記様式第9号）により当該実績報告をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、日野町介護職員初任者研修受講者支援事業補助金交付請求書（別記様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助金の受給者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正な手段により交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定による取り消しを行った場合は、日野町介護職員初任者研修受講者支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により、受給者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、受給者が既に受けた補助金を返還させることができる。

付 則

この告示は、告示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。